



できた!!

「やりたい」から

「できた」という成功体験に

保育所等訪問支援とは？

お子さまが普段通われている園や学校に、作業療法士が訪問し、集団生活の中での困りごとに対して支援するサービスです。

お子さまの園・学校での生活や活動を観察し、先生方とも相談をしながら支援を行います。

「やりたい」という気持ちから始まるお子さまの主体性を、「できた」という成功体験に繋げることを目標とし、お子さまの力を最大限に発揮できる環境を先生方とつくり上げていきます。



保育所等訪問支援

ハッピーリング



お問い合わせ先

〒630-8043 奈良市六条2-6-1
 TEL 0742-52-8832 FAX 0742-52-8833
 E-mail ring-h@happy-service.co.jp
 URL <https://www.happy-service.co.jp/office/>
 保育所等訪問支援ハッピーリング/



ハッピーサービスグループ
 Happy Service Group

〒630-8043 奈良市六条3-1-15
 tel. 0742-52-8880 fax. 0742-52-8881

児童発達支援・放課後等デイサービス事業 / 保育所等訪問支援事業



発達支援リハスタジオ ハッピーリング西ノ京
 〒630-8043 奈良市六条3-1-15
 tel. 0742-52-8882 fax. 0742-52-8883



保育所等訪問支援 ハッピーリング
 〒630-8043 奈良市六条2-6-1
 tel. 0742-52-8832 fax. 0742-52-8833



発達支援リハスタジオ ハッピーリングplus
 〒630-8043 奈良市六条2-10-15
 1F: tel. 0742-52-8835 fax. 0742-52-8836
 2F: tel. 0742-52-8850 fax. 0742-52-8851



発達支援リハスタジオ ハッピーリングwith
 〒630-8043 奈良市六条2-6-1
 tel. 0742-52-8866 fax. 0742-52-8867



学習支援リハスタジオ ハッピーリングBase
 〒630-8043 奈良市六条2-19-17
 tel. 0742-52-8858 fax. 0742-52-8859



保育所等訪問支援

ハッピーリング

みんなの輪を広げたい!

生活の輪

社会の輪

幸せの輪



保育所等訪問支援



保育所等訪問支援

ハッピーリング



ご利用までの流れ

1. お申し込み



ホームページよりお申し込みください。
<https://www.happy-service.co.jp/service/service07/>

2. 園・学校へ確認

通園・通学中の施設へ、
保育所等訪問支援の受け入れが可能かどうか
保護者様より、ご確認をお願いいたします。

3. 受給者証の申請

受給者証の追加申請が必要となります。
申請方法についてはスタッフから
説明させていただきます。

4. ご契約

受給者証の申請が通りましたら、
ご契約手続きとなります。

5. 訪問・フィードバック (FB)

ご契約後、園・学校の先生へ連絡し、訪問日の調整をさせていただきます。
訪問回数は月2～3回程度となります。

保護者様への振り返り (1回/月程度)

6. ご利用終了

期間は半年を予定しております。
延長が必要な場合には先生方と相談の上、
検討させていただきます。

園・学校へ訪問し、お子さまの得意なこと、苦手なことを
先生と共有・相談した上で、楽しく生活や活動をするための
よりよい支援や環境を一緒に考えていきます。

お子さまの園・学校での生活や活動を観察し、
保護者様に対してその様子をお伝えさせていただきます。

作業療法士の資格を持った専門スタッフが、お子さまの
発達を認知、言語、身体機能、感覚、社会性といった観点
から評価し、どこに課題があるのかの仮説を立てます。
仮説に基づきアプローチを行い、結果を評価、新たな仮説
に繋げるというサイクルを通して継続的に支援することで、
お子さまの主体性を大切に発達・成長に繋げていきたいと
考えています。
また、保護者様や担任の先生が感じておられる課題や目標
をお聞かせいただき、園や学校、家庭、その他支援施設と
の連携を図り、お子さまの発達・成長を担うコーディネー
ターとしての役割を担っていきます。

対象

園・学校へ訪問をご希望されるお子さま
(※訪問エリアは奈良市・大和郡山市)

ご利用頻度・期間

月2回 (月3回を推奨) 程度の訪問となります。
期間は原則6カ月間です。
必要に応じて、期間は延長します。

ご利用料金

児童福祉法に基づいた通所給付対象料金
(基本的には自己負担1割)
※未就学児 (3～5歳児) のお子さまは無償化対象
※交通費等がかかる場合があります